

財団法人 山梨県教職員互助組合寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人山梨県教職員互助組合という。

(事業所)

第2条 この法人は、事業所を山梨県甲府市丸の内3丁目9番10号「山梨県教育会館」内におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、山梨県公立小中学校教職員並びに教育関係職員の相互共済・福祉向上及び生活安定をはかるとともに、山梨県の教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 福利厚生に関する事業
- (2) 教育文化の振興に関する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 会員の掛金
- (4) 県の補助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産とする。
 - (1) 別紙財産目録のうち基本財産として記載した財産
 - (2) 基本財産として指定された寄附財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事会の決議を経て理事長が管理する。

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経かつ主務官庁の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

3 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な金融機関に預け入れ、又は信託し、若しくは国債・地方債等、確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の弁済)

第8条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て定め、主務官庁に届け出なければならない。また事業計画及び収支予算を変更したときも同様とする。

(収支決算及び事業報告)

第10条 この法人の収支決算は、毎会計年終了後2か月以内に理事長が作成し、事業報告・収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受け、主務官庁に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金がある時は、理事会の議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、積立て又は翌年度に繰越すものとする。

(収支予算外の義務負担等)

第11条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事会の議決を経て、主務官庁の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

(特別会計)

第12条 この法人は、事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員・評議員・会員及び職員

(役員の種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 20名以上25名以内（うち理事長1名、副理事長3名、専務理事1名、
常務理事若干名を含む）
- (2) 監事 5名

第15条 役員は、評議員会において選任する。ただし、緊急やむを得ない場合は、理事会で選任することができる。この場合は、次期評議員会において承認を求めなければならない。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事、評議員及び監事は、互いに兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事は、理事会を組織して、この組合の業務を議決し執行する。

- 2 理事長は、この組合を代表し、組合を統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたとき、あらかじめ理事会において指名された者が、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、常時業務を統轄する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、常時業務を掌理する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行い、その結果を理事会及び評議員会に報告する。

(役員 の 任期 及び 解任)

第17条 役員 の 任期 は 2 年 と し、再任 を 妨げ ない。た だ し、後任 者 の 就任 する まで は、な お そ の 職務 を 行 う。

2 役員 に 欠員 が 生じ た と き は、補 充 す る。そ の 任期 は 前 任 者 の 残存 期 間 と す る。

3 役員 は、そ の 地位 に ふ さ わ し く ない 行 為、又 は 特 別 の 事業 は あ る 場 合 に は、そ の 期 間 中 で あ っ て も 理 事 会 及 び 評 議 員 会 の 議 決 に よ り、こ れ を 解 任 す る こ と が で き る。

(評 議 員 の 定 数、選 任、任 期)

第18条 この 法 人 に は、評 議 員 3 5 名 以 上、4 5 名 以 内 を お く。

2 評 議 員 は、理 事 会 に お い て 選 出 し、そ の 任期 は 1 年 と す る。

(評 議 員 の 職 務)

第19条 評 議 員 は、評 議 員 会 を 組 織 し て、こ の 寄 附 行 為 に 定 め る 事 項 を 審 議 す る。

(会 員)

第20条 この 法 人 に 会 員 を お く。

2 会 員 に 関 す る 事 は 運 営 規 則 で 定 め る。

3 会 員 は、こ の 法 人 の 目 的 及 び 事業 の 推 進 に 積 極 的 に 協 力 し な け れ ば な ら ない。

(職 員)

第21条 この 法 人 の 事務 を 処 理 す る た め、事 務 局 を 設 け、職 員 を お く。

2 職 員 の 任 免 は、理 事 会 に は か り、理 事 長 が こ れ を 行 う。

3 職 員 は、有 給 と す る。

4 事 務 局 及 び 職 員 に 関 す る 必 要 事 項 は、理 事 会 の 議 決 に よ り 別 に 定 め る。

第 5 章 会 議

(会 議 の 種 類)

第22条 会 議 は、理 事 会 及 び 評 議 員 会 の 2 種 類 と す る。

(会 議 の 招 集)

第23条 理 事 会 は、理 事 長 が、随 時 こ れ を 招 集 す る。た だ し、理 事 の 2 分 の 1 以 上、又 は 監 事 3 名 以 上 から、会 議 の 目 的 を 示 し て、請 求 が あ っ た と き は、速 や か に 招 集 し な け れ ば な ら ない。

2 評 議 員 会 は、理 事 長 が、年 2 回 以 上 招 集 す る。た だ し、理 事 会 が 必 要 と 認 め た と き、監 事 3 名 以 上、又 は 評 議 員 3 分 の 1 以 上 から 要 求 の あ っ た と き は、速 や か に 招 集 し な け れ ば な ら ない。

3 理 事 は、評 議 員 会 に 出 席 し て 発 言 す る こ と が で き る

4 監 事 は、理 事 会 及 び 評 議 員 会 に 出 席 し て 発 言 す る こ と が で き る。

(会 議 の 議 長)

第24条 理 事 会 の 議 長 は、理 事 長 と す る。た だ し、理 事 長 に 事 故 の あ る と き は、副 理 事 長 の う ち か ら 互 選 す る。

2 評 議 員 会 の 議 長 は、会 議 の 都 度 評 議 員 の 中 か ら 選 出 す る。

(会 議 の 成 立 及 び 議 決)

第25条 会 議 は、構 成 員 の 2 分 の 1 以 上 の 出 席 が な け れ ば、こ れ を 開 会 す る こ と が で き ない。

2 会 議 の 議 決 は、こ の 寄 付 行 為 の 別 段 の 定 め が あ る ほ か、出 席 者 の 過 半 数 の 同 意 を も っ て 決 定 し、可 否 同 数 の と き は、議 長 の 決 す る と ころ に よ る。

(書 面 の 表 決 等)

第26条 会 議 に 出 席 で き ない 理 事、又 は 評 議 員 は あ ら か じ め 通 知 さ れ た 事 項 に つ い て、書 面 で 表 決 し、

あるいは他の理事、又は評議員に表決を委任することができる。この場合、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

2 軽易な事項については、理事長が書面により賛否を求めて、会議の議決にかえることができる。

(理事会の決議事項)

第27条 理事会は、この寄附行為に定めるほか次の事項を議決する。

- (1) この法人の運営に関する諸規定の制定改廃に関する事項
- (2) 前項のほか理事長が必要と認め付議した事項

(評議員会の承認事項)

第28条 理事会は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の承認を得て決定しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、理事会のみで決定することができる。この場合は、次期評議員会において承認を求めなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 寄附行為に基づく諸規程の制定
- (4) 基本財産の処分
- (5) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項

(理事長の専決処分)

第29条 理事長は、理事会において決定すべき事項で、臨時急務を要し、理事会を招集するいとまがないと認めるときは、これを専決することができる。ただし、この場合は、次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(議 事 録)

第30条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の構成員の現在数
- (3) 会議の構成員の出席者氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄 附 行 為 の 変 更)

第31条 この法人の寄附行為の変更は、理事会において理事の3分の2以上、及び評議員会において評議員過半数の同意を経て、主務官庁の認可を受けなければならない。

(解 散 及 び 残 余 財 産 の 処 分)

第32条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の現在数のおのおの4分の3以上の同意を経て、主務官庁の許可を受けなければならない。

2 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会の同意を経て、主務官庁の許可を受け、類似の目的をもつ他の公益法人に寄附する。

第7章 補 則

(施行規則等)

第33条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

(適 用)

第34条 この寄附行為は、主務官庁の許可を得た日から施行する。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算は、この寄附行為の規程にかかわらず別紙事業及び収支予算書のとおりとする。

3 この法人は、山梨県教職員互助組合の事業に伴うすべての権利・義務を承認する。

4 この寄附行為の際、現に山梨県教職員互助組合の会員又は職員であった者については、引き続き寄附行為第20条に規定する会員、又は第21条に規定する職員とする

5 この法人の設立当初の役員は、この寄附行為の規程にかかわらず、別紙名簿のとおりとし、その任は、昭和49年3月31日までとする。

6 昭和51年 5月 26日 一部改正。

7 昭和57年 3月 3日 一部改正。

8 昭和61年 8月 30日 一部改正。